

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 教育総務課

許認可等の内容		栃木市篤志奨学金の決定
根拠法令等及び条項		栃木市篤志奨学金給付条例第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市篤志奨学金給付条例第3条及び第4条
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年 9月27日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市篤志奨学金給付条例抜粋</p> <p>(奨学生の資格)</p> <p>第3条 奨学生は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 奨学生又は保護者が本市に住所を有すること。</p> <p>(2) 経済的理由によって学資の援助を必要とすること。</p> <p>(3) 学業人物とも優秀と認められること。</p> <p>(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく大学、短期大学、高等専門学校(第4学年及び第5学年に限る。)及び専修学校(修学年限2年以上の専門課程に限る。)に在学していること。</p> <p>(5) 日本学生支援機構奨学金その他の学資の給付を受けていないこと。</p> <p>(6) 栃木市奨学金貸付条例(平成22年栃木市条例第211号)に規定する奨学金の貸付けを受けていないこと。</p> <p>(申請)</p> <p>第4条 奨学生を希望する者(以下「志願者」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 市内に存する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、特別支援学校(高等部に限る。)又は専修学校(高等課程に限る。)に在学し、次条の規定による申請の日(以下「申請日」という。)後1年以内に当該学校の卒業を予定する者であること。</p> <p>(2) 申請日において、引き続き市内に6月以上住所を有すること。</p> <p>(3) 在学する学校の校長から推薦を受けた者であること。</p>	